

令和2年3月27日

保護者様

島田市教育委員会 教育長

新型コロナウイルスに対する新年度の対応について（通知）

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための臨時休業及び春休み中の対応における皆様のご理解、ご協力に感謝申し上げます。令和2年3月17日付の通知でお伝えしたとおり、春休み後には新学期を予定どおり再開します。

つきましては、下記のように対応しますので、ご理解、ご協力をお願いします。

記

- 1 基本的な感染症対策の徹底
 - ・手洗いや咳エチケット（マスク着用等）を指導します。
 - ・教室等の換気をこまめに行います。
 - ・体調管理のため、毎朝、家庭での検温をお願いします。

- 2 児童生徒に風邪の症状がみられる場合
 - ・「風邪の症状で欠席する」との家庭からの連絡があった場合は、出席停止とします。その際、医療機関の診断書等の提出は必要ありません。

- 3 児童生徒の新型コロナウイルス感染が判明した場合
 - ・当該児童生徒は学校保健安全法第19条に基づく出席停止とします。また、濃厚接触者にあたりと特定された児童生徒についても出席停止とします。
 - ・保健所等に相談の上、感染症の予防上必要があると判断した場合には、学校保健安全法第20条に基づき、学校の全部又は一部を臨時休業とします。

- 4 入学式等について
 - ・入学式は参加者を限定する等の対応をした上で実施します。
 - ・その他の行事についても感染症対策をとります。

- 5 その他
 - ・春休み終了後、部活動の実施は可能とします。活動にあたっては、換気の徹底等、感染症対策をとります。また、風邪の症状がある場合は参加しない、顧問に風邪の症状がある場合は活動を行わないなど、細心の注意を払って実施します。

担当 学校教育課 36-7955
